

# 肥料取締法施行令の一部改正について



農林水産省は、肥料取締法の一部改正に伴う関係省令の整備等に関する省令案について、6月25日から7月24日までパブリックコメントの募集を行いました。改正法は、2020年12月1日施行予定です。

## <改正内容>

### 1)法律の題名変更

- 「肥料取締法」⇒「肥料の品質の確保等に関する法律」
- 「肥料取締法施行規則」⇒「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」

### 2)指定混合肥料として、新たに届出生産が可能(肥料の配合に関する規制の見直し)

- 普通肥料+普通肥料(指定配合肥料、指定化成肥料)
  - 普通肥料+特殊肥料(特殊肥料等入り指定混合肥料)
  - 普通肥料+土壌改良資材
  - 特殊肥料+土壌改良資材
  - 普通肥料+特殊肥料+土壌改良資材
- } 土壌改良資材入り指定混合肥料

いずれも登録済の普通肥料、特殊肥料とし、混入可能な土壌改良資材は、地力増進法施行令に定める土壌改良資材のうち、泥炭、腐植酸質資材(普通肥料に該当するもの以外)、木炭(植物性の殻の炭を含む)、けいそう土焼成粒、ゼオライト、バーミキュライト、パーライト、ベントナイト、VA菌根菌資材(同令の基準に適合するもの)を対象とします。

指定混合肥料として以下のものを原料の1つとして配合したものなどは、例外を除き基本的に対象外となります。

- 事故肥料                      •肥料の品質を低下させるような異物が混入した肥料
- 液状の肥料                   •汚泥肥料等(硫黄及びその化合物を除く)            など

また、石灰質肥料やケイ酸質肥料(あるいは酸性・中性の肥料)をそれぞれと反応する肥料を組み合わせる配合した肥料なども対象外となります。

当社では、肥料分析についても実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度お問い合わせ下さい。

資料 2020年6月25日付 電子政府の総合窓口

(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003129&Mode=2>)を加工して作成

土壌環境箇所 坂田旭子

## 消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

